

札幌市農地流動化奨励金交付要綱

札幌市経済局長決裁

平成 12 年 4 月 11 日制定

(最終改正令和 7 年 4 月 1 日)

(目的)

第 1 条 この要綱は、本市の農地の円滑な流動化を進めるとともに、認定農業者等に農地を集積することにより遊休農地の発生を抑制し、農地の有効利用と生産性の向上を図り、もって優良農地の保全及び地域農業の推進に資するために行う、札幌市農地流動化奨励金（以下「奨励金」という。）を予算の範囲内で交付する事業（以下「奨励金交付事業」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 農地

農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 1 項に規定する土地をいう。

(2) 認定農業者

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 12 条第 1 項に基づき農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。

(3) 中核農家

札幌市中核農家登録制度実施要綱（平成 7 年 1 月 24 日経済局農務部長決裁）第 5 条第 2 項又は第 6 条第 2 項の規定により札幌市中核農家として登録を受けた者をいう。

(4) 認定新規就農者

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 14 条の 4 第 1 項に基づき青年等就農計画の認定を受けた者をいう。

(5) 貸し手

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 4 条に規定する農地中間管理機構に利用権の設定（以下「利用権設定」という。）を行った者をいう。

(6) 借り手

農地中間管理機構から利用権設定を受けた者をいう。

(7) 貸し手奨励金

貸し手に対し交付する奨励金をいう。

(8) 借り手奨励金

借り手に対し交付する奨励金をいう。

（奨励金交付事業の対象地）

第 3 条 奨励金交付事業の対象地は、次のいずれにも該当する農地とする。

- (1) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 8 条第 1 項の規定により策定された「札幌農業振興地域整備計画」で設定された農用地区域の農地であること。
- (2) 過去に奨励金交付事業の対象となったことのない農地であること。

（交付対象者）

第 4 条 貸し手奨励金の交付は、前条に定める対象地につき、次の各号いずれにも該当する者に行うものとする。

- (1) 存続期間 6 年以上の利用権設定を行った者で、かつ、借り手が設定された土地利用計画のとおり農地の全てを耕作すること。
- (2) 利用権設定した次の年の 1 月 31 日（1 月 1 日に利用権設定した場合は、その年の 1 月 31 日）までに第 6 条の規定による奨励金交付の申請を行った者であること。ただし、市長がやむを得ないと認める場合はこの限りではない。

2 借り手奨励金の交付は、前条に定める対象地に、次の各号いずれにも該当する者に行うものとする。

- (1) 本市に住所（農地法第 2 条第 3 項に規定する農地所有適格法人（以下「農地所有適格法人」という。）にあっては主たる事務所の所在地）を有し、認定農業者、中核農家の登録を受けた者、認定新規就農者又は農地所有適格法人等（自然人たる認定農業者、中核農家、認定新規就農者にあっては、同一の世帯員を含む。）。
- (2) 存続期間 6 年以上の利用権設定を受けた者で、かつ、借り手が設定された土地利用計画のとおり農地の全てを耕作すること。
- (3) 利用権設定した次の年の 1 月 31 日（1 月 1 日に利用権設定した場合は、その年の 1 月 31 日）までに第 6 条の規定による奨励金交付の申請を行った者であること。ただし、市長がやむを得ないと認める場合はこの限りではない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、利用権設定による貸し手と借り手の関係が、次の各号のいずれかに該当する場合は、奨励金の交付の対象外とする。

- (1) 配偶者、1 親等の親族又は同一世帯の構成員
- (2) 農地所有適格法人と当該法人の構成員（その世帯員を含む。）

(奨励金の額等)

第5条 貸し手奨励金及び借り手奨励金の額は、1,000平方メートル当たり、次に掲げる額（以下「基準額」という。）とし、予算の範囲内で交付する。

ただし、賃借期間において借り手が支払う1,000平方メートル当たりの賃借料の総額が基準額に満たないときは、当該賃借料の総額を基準額とする。

普通畑	貸し手	20,000円
	借り手	
牧草畑	貸し手	5,000円
	借り手	

2 奨励金は、全額を一括して交付するものとする。

3 奨励金の交付額に1,000円未満の端数が生じるときは、その端数を切り捨てるものとする。

4 1世帯当たりの奨励金の交付額は、同一年度内で500,000円を限度とする。

(交付申請)

第6条 貸し手奨励金又は借り手奨励金の交付を受けようとする者は、その年の1月2日から次の年の1月1日の間に設定した利用権設定を対象として、市長が定める期限までに、札幌市農地流動化奨励金交付申請書（様式1）に札幌市農地流動化奨励金振込口座申出書（様式1別紙）を添付して、市長に提出しなければならない。

(審査及び交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、当該申請書及び添付書類について審査するとともに、必要に応じて現地調査を行い、奨励金の交付の可否を決定しなければならない。

2 市長は、前項の規定により交付の決定を行うときは、併せて当該年度における奨励金の交付額を予算の範囲内で確定する。

(決定の通知等)

第8条 市長は、前条の規定により奨励金の交付を決定したときは、札幌市農地流動化奨励金交付決定通知書（様式2）により申請者に通知しなければならない。

2 市長は、前条第1項の規定により奨励金の不交付を決定したときは、

その理由を付して、札幌市農地流動化奨励金不交付決定通知書（様式 3）により申請者に通知しなければならない。

（奨励金の交付）

第 9 条 市長は、第 11 条の規定により奨励金の交付の決定の全部又は一部を取り消す場合を除き、第 7 条により奨励金の交付を決定したときは、速やかに確定した交付額の奨励金を交付しなければならない。

（現地調査）

第 10 条 市長は、奨励金交付後も必要に応じて対象農地の現地調査等を行う。

（奨励金の交付の取消）

第 11 条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、奨励金の交付決定の全部又は一部を取り消す。

- (1) 奨励金の交付要件に違反することが判明したとき。
- (2) 不正な手段により奨励金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (3) 賃借権の設定期間の途中で当該契約を解除したとき又は利用権設定の要件に違反して賃借権を取り消されたとき。

2 市長は、前項の規定により奨励金の交付決定の全部又は一部を取り消すときは、その理由を付して、札幌市農地流動化奨励金交付決定取消通知書（様式 4）により対象者に通知するものとする。

（奨励金の返還）

第 12 条 市長は、前条により交付決定の全部又は一部を取り消すときは、奨励金の全部又は一部の返還を求める。ただし、貸し手から借り手又は農地中間管理機構への所有権の移転、災害等による農地の崩壊、公用若しくは公共用に供するための買収、その他関係権利者の責めによらない理由により当該契約を解除したときは、この限りでない。

2 市長は、前項の規定により奨励金の全部又は一部の返還を求めるときは、札幌市農地流動化奨励金交付決定取消通知書（様式 4）にその理由を付して、返還すべき金額及び納入期日等を対象者に通知するものとする。

（検査）

第 13 条 市長は、奨励金交付事業の適正を期するため必要と認めるときは、その職員をして関係書類の提出を求め、又は関係者に事情聴取することができる。

(施行細目)

第 14 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、経済観光局長が定める。

附 則 (平成 12 年 4 月 11 日制定)

1 この要綱は、平成 12 年 4 月 11 日から施行する。

附 則 (平成 26 年 7 月 23 日改正)

(施行期日)

1 この要綱は、平成 27 年 1 月 2 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の改正日より前において開始した利用権設定を対象とする奨励金については、従前の例により交付する。

3 要綱改正日前日において奨励金の交付対象となっている農地については、要綱改正日以降初回の 6 年以上の利用権設定に限り、第 3 条第 2 項の規定に係らず、交付対象とする。この場合、交付対象者は貸し手のみとし、奨励金の額は、1,000 平方メートル当たり、次に掲げる額（以下「基準額」という。）とする。ただし、賃借期間において借り手が支払う 1,000 平方メートル当たりの賃借料の総額が基準額に満たないときは、当該賃借料の総額を基準額とする。

普通畑	貸し手	14,000 円
牧草畑	貸し手	3,300 円

附 則 (令和 2 年 11 月 20 日改正)

(施行期日)

1 この要綱は、令和 3 年 1 月 2 日から施行する。ただし、令和 2 年 1 月 2 日から令和 3 年 1 月 1 日の間に設定した利用権設定を対象とする奨励金については、従前の例により交付する。

附 則 (令和 3 年 5 月 28 日改正)

(施行期日)

1 この要綱は、令和 3 年 5 月 28 日から施行する。

附 則 (令和 7 年 3 月 28 日改正)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

年度 札幌市農地流動化奨励金交付申請書

年 月 日

札幌市長 様

住 所	申 請 印
(フリガナ)	
氏 名	
電 話 番 号	

札幌市農地流動化奨励金の交付を受けたいので、札幌市農地流動化奨励金交付要綱第 6 条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 申請金額 ☐貸し手 ☐借り手 奨励金

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

円

2 賃借権の設定状況

No.	農地の所在	農地の 種別	面 積	賃借期間		貸し手又 は借り手 氏名	賃借料	奨 励 金	
				始期・終期	年数			単価	算出額
1	札幌市 区	☐ 田・畑 ☐ 牧草畑	m ²	・			/10a	円	円
2	札幌市 区	☐ 田・畑 ☐ 牧草畑	m ²	・					
3	札幌市 区	☐ 田・畑 ☐ 牧草畑	m ²	・					
4	札幌市 区	☐ 田・畑 ☐ 牧草畑	m ²	・					
合 計			m ²						

3 添付書類

- (1) 農地の位置図（申請地を色枠で表示）
(2) 農地の地番図（申請地を色枠で表示）
◎☐欄は、いずれかに「レ」を記入してください。
◎申請金額は、奨励金算出額の合計額で千円未満を切り捨てた金額になります。

札幌市農地流動化奨励金振込口座申出書

札幌市長様

(申請者) 住所 〒 -
札幌市 区

氏名
電話番号
提出日 年 月 日

札幌市から支払われる札幌市農地流動化奨励金については、下記の口座に振り込んでください。

記

銀行名	
本・支店名	
預金種目	1 普通預金 2 当座預金
口座番号	
口座名カナ	
口座名	

第 号
年(年) 月 日

(各申請者名) 様

札幌市長

年度 札幌市農地流動化奨励金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった札幌市農地流動化奨励金について、札幌市農地流動化奨励金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により、下記のとおり交付を決定したので通知します。

記

1 奨励金交付決定額

(各交付額) 円

2 交付日

札幌市農地流動化奨励金交付申請書に基づき、ご指定の口座に○年○月○日までに振り込む予定です。

3 その他留意事項

次の事項に該当すると認められるときは、この交付決定の全部又は一部を取り消し、奨励金の全部又は一部の返還を求めることがあります。

- (1) 奨励金の交付要件に違反することが判明したとき
- (2) 不正な手段により奨励金の交付の決定又は交付を受けたとき
- (3) 賃借権の設定期間の途中で当該契約を解除したとき又は利用権設定の要件に違反して賃借権を取り消されたとき。

ただし、貸し手から借り手又は農地中間管理機構への所有権の移転、災害等による農地の崩壊、公用若しくは公共用に供するための買収、その他関係権利者の責めによらない理由により、当該契約を解除したときは、この限りではありません。

第 号
年 (年) 月 日

(各申請者名) 様

札幌市長

年度 札幌市農地流動化奨励金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった札幌市農地流動化奨励金については、次の理由により交付できませんので通知します。

(理由)

第 号
年（ 年） 月 日

（対象者名） 様

札幌市長

札幌市農地流動化奨励金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した札幌市農地流動化奨励金（以下「奨励金」という。）については、下記により交付決定の（全部・一部）を取消することに決定しましたので通知します。

また、この交付決定の取消しに伴い、すでに交付している奨励金は、下記によりその（全部・一部）を返還していただきますので、併せて通知します。

記

- 1 取消理由
- 2 交付決定額 円
- 3 交付決定取消額 円
- 4 返還額 円
- 5 返還期日 年 月 日
- 6 返還方法 別添の納入通知書により納入してください。

※ 第 12 条第 2 項により返還請求する場合は、記 4～6 に記載する。